

船舶からの**大気汚染の防止規則**が変わります！

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
の改正が**平成22年7月1日**に施行されます。

平成23年1月1日以降に建造に着手される船舶には、現在よりも窒素酸化物（NO_x）の放出量が少ないエンジン（2次規制適合エンジン）を搭載しなければなりません。
130kWの出力を超えないエンジン及び全てのガソリンエンジンは対象に含まれません。
単体で輸入されるエンジン及び輸入艇に搭載されているエンジンについても対象となります。

現在搭載されているエンジンを換装する場合には、**「同一のエンジン」に換装する場合を除き、換装時点での規制に適合したエンジンを搭載**しなければなりません。（詳細は別紙をご覧ください。）
現在未規制のエンジンを搭載していて**平成22年7月1日以降にエンジンを換装**する場合、**新たに規制の適用を受ける**場合があります。（詳細は別紙をご覧ください。）

現在搭載されているエンジンを改造する場合には、**新たに規制の適用を受ける**場合があります。（詳細は別紙をご覧ください。）

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、2次規制適合エンジンが十分に供給されない状況等を踏まえ、**エンジン換装の取扱いが一部変更**となりました。（詳細は別紙 4 をご覧ください。）

エンジン換装の規制

別紙

・換装に当たっての適用規制の原則

換装時期	H22年7月1日から H22年12月31日まで	H23年1月1日から H27年12月31日まで	H28年1月1日以降
適用される規制	一次規制	二次規制	三次規制

今後の技術開発状況等により規制開始時期が変更される可能性があります。

・想定される換装パターンにおける適用規制

現在搭載のエンジン	換装するエンジン	H22年6月30日まで	H22年7月1日から12月31日まで	H23年1月1日以降
未規制 1	未規制 1	換装可	同一エンジンへの換装可 2 a)	
	一次規制	換装可		同一エンジンへの換装可 4
	二次規制	換装可		換装可
一次規制	未規制 1	× 換装不可		
	一次規制	換装可		同一エンジンへの換装可 2 b)
	二次規制	換装可		換装可

- 1 未規制エンジン：NOx 放出量の規制(一次規制)が始まった H17 年 5 月 19 日より前に製造されたエンジンを示します。
- 2 換装するエンジンの同一の定義
 - a) 未規制のエンジンの場合：換装前と換装後の 1 気筒あたりの排気量の増減が 15% 以内のエンジンを示し、メーカー・型式・出力等は問いません。
 - b) 規制開始後のエンジンの場合：仕様及びNOx 放出量等が同一となるエンジンを示し、メーカー・型式・出力等が同一のものとなります。
- 3 換装日の取扱い：換装工事の完了した日となり、現場臨検等で確認することとなります。
- 4 当初は換装不可としていましたが、平成 23 年 6 月より同一のエンジンに限り換装が可能となりました。同一のエンジンの定義は上記 2 a)と同様です。

エンジン改造の規制

(改造とは、「設置されたエンジンの出力を 10% を超えて増加させる場合又は NOx を増大させる場合」をいいます。)

建造時期	H22年12月31日まで	H23年1月1日以降	H28年1月1日以降 2
未規制時 1	一次規制		
一次規制時	一次規制		
二次規制時	二次規制		
三次規制時	三次規制		

- 1 未規制時：NOx 放出量の一次規制が始まった H17 年 5 月 19 日より前の時期を示します。
- 2 今後の技術開発状況等により規制開始時期が変更される可能性があります。